

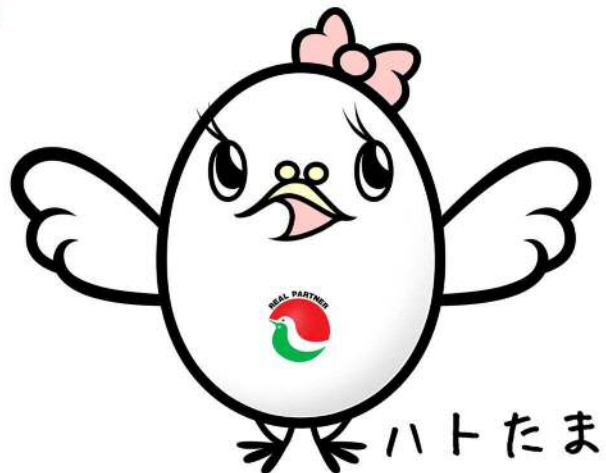


公益社団法人 埼玉県宅地建物取引業協会からのお知らせ

# 住宅賃貸借契約の注意事項

1. 契約前に不明な点はわかるまで確認しましょう
2. 契約書の特約や禁止事項等をきちんと理解し納得の上で契約を結びましょう
3. 入居前の物件確認は退去時と比較できるようにしっかり行いましょう

住宅賃貸借契約のトラブルに関する情報は一般財団法人不動産適正取引推進機構のHPをご参照下さい。  
<http://www.retio.or.jp/info/qa.html>



## 宅地建物取引士による不動産無料相談所

埼玉県宅建協会では、上記記載内容を含め不動産取引に関する無料相談所を一般消費者を対象に開設しています。お気軽にご相談下さい。

- 電話番号：048-811-1818 ■相談日：月・水・金曜日 ■相談時間：10:00~12:00・13:00~15:00
- 相談方法：お電話またはご来所（※予約不可）
- 場所：さいたま市浦和区東高砂町 6-15 埼玉県宅建会館 2F ■アクセス：JR浦和駅東口から徒歩 5 分

埼玉県宅建協会では、県内各エリアに設置している 16 支部においても「宅地建物取引士による不動産無料相談所」を開催しております。

開催場所や日程につきましては、埼玉県宅建協会HP（下記）よりご確認ください。

<http://www.takuken.or.jp/pc/soudan/index.html>



公益社団法人 埼玉県宅地建物取引業協会  
公益社団法人 全国宅地建物取引業保証協会埼玉本部